

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（地域水田農業支援緊急整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地域水田農業支援緊急整備事業）
【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域の特性を活かした水田農業の展開が図られる。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・事業実施を契機に、受益地を含む地域において田畑輪換を中心とした持続的輪作体系の導入、需要に即した高品質の麦・大豆や飼料作物等の生産、耕畜連携の推進等、地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を踏まえた一体的な営農の取組が行われる見込みがある。 ・本事業により水田の畑地転換が行われ、ビジョンに位置付けられた産地づくり構想等を踏まえた畑作営農が展開される見込みがある。
	農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より10ポイント以上増加する見込みがある。
	労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・水稻であれば事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある。 ・その他の作物が主であれば50％以上短縮される見込みがある。
	担い手への農地利用集積が図られる。	地区内において、ビジョンに位置づけられた担い手への農地利用集積が図られる見込みがある。
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が95%以上である。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	営農支援体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・地域水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物が導入される計画となっている。	同左
	国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。	国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	すべての更新施設が耐用年数以上となっている。	同左
	農業生産総合対策事業と連携している。	土地利用型農業推進協議会（産地協議会）が設立され、当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振興等について検討が行われている。
	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること。
2．技術的可能性が確実であること。	同左
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比が1.0以上であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。 ・所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。 （農村振興地域情報基盤整備事業及び農村新興都市交流基盤整備事業のうち生産緑地地区において行うものは対象外。「-」とする。）
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農業生産性の向上が図られる。	・ ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	農業生産活動条件の改善が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。 ・ 高度情報通信基盤の整備による地方公共団体、土地改良区等のネットワークの構築が推進され、生産出荷の管理調整等による効率化が図られる。
	地域の生活環境の向上が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備により魅力のある地域環境が形成される。 ・ 農村地域の歴史的な農業水利施設の保全が図られる。 ・ バリアフリー化など高齢者・障害者が安全に安心して生活ができる環境の向上が図られる。 ・ 集落農園、公共施設用地整備等により居住環境を整備し農村居住者及び農村部へのUJIターン者の定住環境の向上が図られる。 ・ 農村地域の、農産廃棄物、生ごみ、農業集落排水汚泥等が適正に処理されて農村環境の保全が図られる。 ・ 高度情報通信基盤の整備により地域情報の集積・共有・利活用により地域の活性化が図られる。 ・ 農村地域の、集落内交通の確保及び集落内の雨水、汚水の排除、飲用水の確保、地域防災の確保等の基礎的な生活環境の向上が図られる。
	地域の雇用創出が見込まれる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 用地、連絡道等の基盤整備を通じて、地域特性を活かした産業の新たな展開が見込まれる。 ・ 都市との交流が促進され、地域生産物の販売の増加等により地域経済の拡大が見込まれる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれかに該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	用地取得等に係る権利関係が調整されている。 必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	地域住民が参加した計画づくりが行われている。 集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	本事業に関連し、男女共同参画の促進に資するための取り組みをしている。 事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われていること。
	事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）による保全が、地域住民の主体的参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。 ・整備された施設を活用し、ビオトープを利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行われる計画となっていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・ ほぼ整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、または当該事業により達成可能であること。 ・ 当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれかに該当すること。 ・ 事業推進協議会等が設立されていること。 ・ 地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・ 地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されているまたは設立される見込みであること。
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。	同左
	緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれかに該当すること。 ・ 災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・ 他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・ 施設機能の低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。
	むらづくり維新対策として実施される。	むらづくり基盤整備事業（コア事業）として実施されること。
	情報基盤整備を進める上で条件が不利である。	高速インターネットサービスの点で地理的格差条件が不利であること。 （地域情報基盤整備を選択していない場合は対象外。「-」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（むらづくり交付金）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 地方公共団体が策定する農村振興基本計画と整合を図り、地域の創造力を活かしたむらづくり計画において、本事業の実施が必要とされていること。 ・ 地域が抱える課題等に対して、本事業の活用によって、目指すべき将来像が明確かつ具体的であること。 ・ 目標の実現と事業計画の内容が合致していること。
2．目標の評価指標が適切に設定されていること。	事業の目標及びその達成状況を評価する指標が数値等で示され、アウトカム指向であるとともに、事業内容に合致し、客観的かつ事業実施前後における測定・比較が可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 貨幣換算可能な効果については、費用便益比が1.0以上であること。 ・ その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。
4．受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。 ・ 所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7．維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・ 事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（むらづくり交付金）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農業生産性の向上が図られる。	・ ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	農業生産活動条件の改善が図られる。	・ 農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。
	地域の生活環境の向上が図られる。	・ 集落防災安全施設、自然環境・生態系保全施設、地域資源利活用施設等の生活環境整備により、地域の生活環境の向上が図られる。
事業内容や実施体制等に関する事項	事業内容に創意工夫がみられ、地域の個性が反映されている。	・ 事業内容に市町村創造型整備が盛り込まれている、あるいは事業内容に創意工夫がみられ、地域の個性が反映されている。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれかに該当すること。 ・ 他の事業等で発生した資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・ 本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・ 共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・ その他
	地域住民が参加した計画づくりが行われている。	・ 集落懇談会の開催及びワークショップによる整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。	次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）による保全が、地域住民の主体的参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。 ・整備された施設を活用し、ビオトープを利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行われる計画となっていること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれかに該当すること。 ・事業推進協議会等が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されている、または設立される見込みであること。
	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域にあるバイオマスで未利用または低利用であるものが多く存在し、今後、地域で発生するバイオマスの利活用の推進を図るため、当該事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・バイオマスの利用技術手法について実証または実施事例が存在していること。 ・利活用施設の設置が地形、地質等からみて技術的に可能であること。 ・関係法令、基準等に適合していること。
3．環境との調和に配慮していること。	事業の実施において、水質、土壌等に係る関係法令、基準等に遵守していること。
4．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
5．維持管理について同意がされていること。	維持管理方法等について、施設の予定管理者と運営管理の方法等が十分検討されていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域における循環型社会の構築が図られる。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 現在、廃棄物として処理または放置されているバイオマスが施設を整備することにより利活用されること。 ・ 農業者や地域住民によりバイオマスの利活用に関する取組が継続して行われることが見込まれること。
	農山漁村の活性化が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 新技術の導入により見学者等の来訪者数の増加が見込めること。 ・ 地域で発生するバイオマスが有効利用されることにより、地域住民等のバイオマスの利活用に関する意識の向上が見込まれること。 ・ バイオマスの利活用により地域の雇用増加が見込まれること。
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減に配慮した計画となっている。	他事業により発生した資材（建設副産物等）等を有効活用するなどコスト縮減を図る計画になっていること。
	事業の経済性、効率性が十分確保されている。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 ・ 施設の規模・位置が、施設の利活用計画等からみて、妥当なものとなっている。
	バイオマスの供給量や収集範囲が把握されている。	バイオマスを発生させる耕種農家、畜産農家等と施設にバイオマスを安定的に供給するための合意がなされていること。また、そのバイオマスを発生する耕種農家及び畜産農家等のバイオマスの収集範囲が明確であること。
	バイオマスエネルギー及び製品の利活用先が決まっている。	農地還元するバイオマス製品において、還元する農地の利用者等と製品内容、還元量及び利用方法に関する合意が得られていること。また、その他のエネルギー・製品については、その利用者が定まっております合意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係都道府県や市町村が策定する農業振興等に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興等計画と整合が図られている、または、市町村等地域の農業振興等の計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	事業関係者、関係機関と協議・調整が図られている。	同左
	用地取得に係る権利関係が調整されている。	施設の用地取得において、地域住民等と用地に係る権利（所有権、抵当権等）に係る同意が得られている。また、その見込みがある。
	地元の事業推進体制が整備されている。	円滑に事業を推進するための協議会等が設立されている。
	関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（飼料基盤活用促進事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること （必要性）	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること
2 技術的可能性が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業の効率性が十分見込まれること （効率性）	次の条件を満たすこと ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能性が十分であること （公平性）	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要件を満たしていること	次の条件を満たすこと ・飼料基盤活用促進事業実施要綱及び実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標（有効性）	畜産経営の生産性の向上、安定的・持続的发展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとの経営規模（飼料基盤面積、飼養頭数等）の拡大が図られる ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる
	自給飼料生産基盤の拡大並びに飼料自給率の向上が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率（公共牧場の整備を行う場合にあっては、地域の飼料自給率）の向上が見込まれる ・事業実施により、飼料の収量増加又は作付面積の拡大が図られる
事業内容や実施体制等	コスト縮減に配慮した計画となっている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
	事業費の経済性・効率性が確保されている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について十分な説明を行い理解を得ている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体（公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む）の意向が十分に反映された計画となっている

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等	営農面での体制が整っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されている ・ 安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・ 草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	農業振興に関する計画との整合が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・ 事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域である又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実である
	地元の事業推進体制が整っている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・ 行政、農協等の担当部局が明確である ・ 周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	関連する他事業との調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・ 畜産公共事業との調整が図られている
	その他農業農村に関する施策との調整が図られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・ 地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・ 地域農業マスタープラン（地域別振興アクションプラン等を含む）と調整が図られている